各介護保険事業者 各地域包括支援センター 様

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

更新申請勧奨通知の取扱いについて(通知)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の介護保険制度の運営につきましては、多大なる御理解と御協力を賜り、 厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、要介護・要支援認定の有効期間が満了する方に対し、更新申請に係る案 内通知を送付しておりますが、令和6年3月送付分から、次のとおり変更しますのでお知ら せいたします。

記

1 「要介護・要支援認定申請書」等の同封終了について

これまで、更新申請勧奨通知に、「要介護・要支援認定申請書」及び「記入方法」 (以下「認定申請書等」という。)を同封し郵送しておりましたが、主な更新申請は、 居宅介護支援事業者等による代行申請であり、居宅介護支援事業者及び施設職員の皆様 の御協力により、更新申請が滞りなく行われております。

また、「認定申請書等」を同封することにより、サービスの利用予定がない被保険者も更新申請をしなければならないと誤解を招いている現状を踏まえ、同封を終了することといたしました。

「認定申請書等」につきましては、各相談課窓口で配布しているほか、相模原市ホームページ(掲載ページ: TOPページ>申請書ダウンロード>介護保険>介護保険認定申請書、ページ番号: 1011553) よりダウンロードしていただけますので、被保険者に不利益が生じないよう御配慮をお願いいたします。

なお、事業者の皆様におかれましては、介護保険の事業・施設の各運営基準(厚生労働省令)において、「各事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。」と定められておりますことから、引き続き、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

2 更新申請勧奨通知の送付時期の早期化について

上記のとおり、更新申請勧奨通知の一部変更に伴い、送付時期を現行より1週間程度 早め、有効期間が満了する月の前月中旬といたします。 3 「要介護・要支援認定申請」の電子申請の受付について

令和6年3月1日から、更新申請を含む「要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分変更)」において、電子申請の受付を開始いたします。

この申請は、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能「ぴったりサービス」からの電子申請を予定しています。詳しくは、相模原市ホームページ(掲載予定ページ: TOPページ>申請書ダウンロード>介護保険>介護保険認定申請書、ページ番号 1011553) をご覧ください。

4 手続き

(1) 申請場所

緑高齢·障害者相談課

住所: 〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階

城山福祉相談センター

住所: 〒252-5192 緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第1別館1階

津久井高齢·障害者相談課

住所:〒252-5172 緑区中野613-2 津久井保健センター1階

相模湖福祉相談センター

住所: 〒252-5162 緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階

藤野福祉相談センター

住所: 〒252-5152 緑区小渕2000 藤野総合事務所2階

中央高齡 • 障害者相談課

住所:〒252-5277 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階

南高齢・障害者相談課

住所:〒252-0303 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター1階

(2) 郵送申請の送付先

地域包括ケア推進部 介護保険課 認定班

住所: 〒252-5277 中央区中央2-11-15

以上

健康福祉局地域包括ケア推進部介護保険課認定班 電話 042-769-8342